

独立行政法人空港周辺整備機構の概要

1. 沿革

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「航空機騒音防止法」という。）に基づき、大阪国際空港及び福岡空港が周辺整備空港（周辺地域が市街化しているため計画的な整備が必要な空港）に指定され、関係府県知事が策定した「空港周辺整備計画」に基づき事業を実施する主体として、昭和49年に大阪国際空港周辺整備機構が、昭和51年に福岡空港周辺整備機構が設立された。昭和60年には、両機構が統合され、現在に至っている。

また、平成14年臨時国会において航空機騒音防止法が改正され、平成15年10月1日、独立行政法人化する。

2. 業務の概要

空港周辺整備機構は、周辺整備空港の周辺地域において航空機騒音による障害の防止及び軽減を図り、あわせて生活環境の改善に資することを目的としており、航空機騒音防止法の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡
- (2) 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡
- (3) 周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡
- (4) 周辺整備空港に係る第一種区域の指定の際に当該区域内に所在する住宅について行う防音工事に関する助成
- (5) 周辺整備空港に係る第二種区域の指定の際に当該区域内に所在する建物等の移転又は徐却により生ずる損失の補償及び土地の買入れの受託
- (6) 特定飛行場(航空機騒音による障害が著しいと認めて国土交通大臣が指定する)の周辺地域における緑地帯その他の緩衝地帯の造成の受託

3. 役職員数等

(ア)職員数 109名(平成15年3月)

(イ)役員数 7名以内

(ウ)予算規模 18,724百万円(平成14年度)

独立行政法人空港周辺整備機構の中期目標・中期計画について

1. 独立行政法人空港周辺整備機構の独法化のメリット

共同住宅建設事業の新規建設の廃止、代替地造成事業の保有区画数の縮減などの業務運営の効率化。業務の効率化、機動性の向上の観点から大阪国際空港事業本部を中心に組織及び人員について大胆な見直しを行い、部長クラスポストを3割、職員数を1割削減。

2. 中期目標の期間

4年6月間（平成15年10月1日から平成20年3月31日まで）

3. 中期目標及び中期計画の主な内容

中期目標

業務運営の効率化

組織のスリム化、コスト削減により、収益を改善するとともに業務運営を効率化
代替地の保有区画数については、必要最低限とし、長期保有リスクを回避
共同住宅については、空家の処分計画に従い適切に処分
一般管理費について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を %程度抑制

業務の質の向上

業務の質の向上を図るための体制・制度を構築
空港周辺住民及び関係自治体との意思疎通を図りながら業務の質を向上

財務の内容の改善

財務内容の改善を図るため、欠損金の圧縮等の適切な措置

その他重要事項

業務運営の効率化を図ることにより、計画的な人員の抑制

中期計画

部長クラスのポストを3つ削減（大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室並びに東京事務所）するとともに、課の統廃合を実施
代替地の保有区画数については、大阪、福岡とも2区画以内とし、移転補償対象者のニーズを的確に把握し対応
小中島住宅については、期間中に 戸以上を処分、利倉西住宅等については定期借家制度活用により入居を促進し空室率を %以下に改善
業務の集約化及び電子化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の効率化等により、一般管理費については、 %程度抑制

地元要望を把握し、周辺地域の整備等に生かすべく、関係自治体等との定期的連絡会（年2回以上）を実施
空港と周辺地域の共生に資するため、積極的な情報提供により環境対策等についての住民の理解を獲得。HPのアクセス数を %以上増加

資産評価を踏まえ、欠損金の %圧縮や負債残高の %圧縮等、適切に対応

独法化時点で職員を1割削減